議案第5号

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を 改正する条例の制定について

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例

(大網白里市準用河川管理条例の一部改正)

第1条 大網白里市準用河川管理条例(平成12年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条第1項)

占用料の名称	区分	単位	額
河川敷地占用	工作物を敷設するために占	占用面積1	360円
料	有するもの	平方メート	
	工作物を敷設せず原形のま	ルにつき1	360円
	ま使用するもの	年	
	第1種電柱	1本につき	7 4 0 円
	第2種電柱	1年	1, 100円
	第3種電柱		1, 500円
	第1種電話柱		660円
	第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱		1, 400円
	その他の柱類		6 6 円
	共架電線その他上空に設け	長さ1メー	6円
	る線類	トルにつき	

地下に設	ける電線その他の	1年		3円
線類				
変圧塔そ	の他これに類する	1個につき	1,	300円
もの		1年		
広告塔又	は看板類	表示面積1	1,	800円
		平方メート		
		ルにつき1		
		年		
諸管の	外径が0.07メ	長さ1メー		27円
埋設等	ートル未満のも	トルにつき		
	の	1年		
	外径が0.07メ			3 9円
	ートル以上0.1			
	メートル未満の			
	もの			
	外径が0.1メー			5 9円
	トル以上0.15			
	メートル未満の			
	もの			
	外径が0.15メ			7 9円
	ートル以上0.2			
	メートル未満の			
	もの			
	外径が 0.2メー			110円
	トル以上0.3メ			
	ートル未満のも			
	0			
	外径が0.3メー			150円
	トル以上0.4メ			

•	1	
ートル未満のも		
σ		
外径が0.4メー		270円
トル以上0.7メ		
ートル未満のも		
Ø		
外径が0.7メー		390円
トル以上1メー		
トル未満のもの		
外径が1メート		790円
ル以上のもの		
橋梁添架物		地下埋設物と
		同額とする。

(摘要)

- 1 占用料の徴収額が1件100円未満のときは、 100円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信 又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、 電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条 以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置する

ものに限る。以下この項において同じ。)を支持 するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4 条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話 柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持する ものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面 積をいうものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若 しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数 があるときは、1平方メートル又は1メートルと して計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に 係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその 期間に1年未満の端数があるときは月割をもって 計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月 として計算するものとする。
- 8 消費税法施行令(昭和63年政令第360号) 第8条の規定により課税される占用料の額は、こ の表により計算した額に消費税及び地方消費税の 税率を乗じて得た額を加えた額とする。

流水占用料	鉱工業用に供するもの	毎秒1リッ	5,030円
	製氷冷凍の用に供するもの	トルにつき	490円
	その他の用に供するもの	1年	30円
	(摘要)		

- 1 占用料は、取水開始の日から徴収し、取水を廃止したときは、廃止の月まで徴収する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 3 かんがい用水及び上水道用に供するものについては、徴収しない。

(大網白里市道路占用料等条例の一部改正)

第2条 大網白里市道路占用料等条例(平成31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条)

	占用物件	単位	占用料の額
法第32条	第1種電柱	1本につき	740円
第1項第1	第2種電柱	1年	1, 100円
号に掲げる	第3種電柱		1,500円
工作物	第1種電話柱		660円
	第2種電話柱		1,000円
	第3種電話柱		1, 400円
	その他の柱類		6 6 円
	共架電線その他上空に設け	長さ1メー	6 円
	る線類	トルにつき	
	地下に設ける電線その他の	1年	3円
	線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	650円
		1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1	3 9 0 円
		平方メート	

	ルにつき1	
本戸世々の4.~1.)	•	1 000 H
		1,300円
もの及び公衆電話所	1年	
郵便差出箱及び信書便差出		550円
箱		
広告塔	表示面積1	1,800円
	平方メート	
	ルにつき 1	
	年	
その他のもの	占用面積1	360円
	平方メート	
	ルにつき 1	
	年	
外径が0.07メートル未	長さ1メー	2 7 円
満のもの	トルにつき	
外径が0.07メートル以	1年	3 9 円
上0.1メートル未満のも		
\mathcal{O}		
外径が0.1メートル以上		5 9 円
0. 15メートル未満のも		
\mathcal{O}		
外径が0.15メートル以		7 9 円
上0.2メートル未満のも		
\mathcal{O}		
外径が0.2メートル以上		110円
0. 3メートル未満のもの		
外径が0.3メートル以上		150円
0. 4メートル未満のもの		
	新広告塔 本の他のもの 外径が 0. 0 7 メートル未満のもの 外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートルよ満のもの 外径が 0. 1 メートルよ満のもの 外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートルよ満のもの 外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル以上 0. 3 メートル以上	もの及び公衆電話所1年郵便差出箱及び信書便差出表示面積1 平方メートルにつき1 年その他のもの占用面積1 平方とつき1 年外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上 0.15メートルよ満のもの 外径が0.2メートル以上 の 外径が0.2メートル以上 の 外径が0.3メートル以上 の 外径が0.3メートル以上 の 外径が0.3メートル以上 の 外径が0.3メートル以上 の 外径が0.3メートル以上

	外径が0.4	メートル以上		270円
	0. 7メート	ル未満のもの		
	外径が 0.7	メートル以上		390円
	1メートル未	満のもの		
	外径が1メー	トル以上のも		790円
	0			
法第32条第	1項第3号及	び第4号に掲	占用面積1	1,300円
げる施設			平方メート	
法第32条	地下街及び	階数が1の	ルにつき 1	A 12 0. 0 0
第1項第5	地下室	もの	年	5を乗じて得
号に掲げる				た額
施設		階数が2の		A 1 C O . O O
		もの		8を乗じて得
				た額
		階数が3以		A 1 C 0 . 0 1
		上のもの		を乗じて得た
				額
	上空に設ける			900円
	地下に設ける	通路		5 4 0 円
	その他のもの			1, 300円
法第32条	祭礼、縁日そ	の他の催しに	占用面積1	18円
第1項第6	際し、一時的	に設けるもの	平方メート	
号に掲げる			ルにつき 1	
施設			日	
	その他のもの		占用面積1	180円
			平方メート	
			ルにつき 1	
			月	
道路法施行	看板(アーチ	一時的に設	表示面積1	180円

令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件 であるものと除く。) であるものと除く。) アカメートルにつき 1月800円 その他のも表示面積1年のである物件 1本につき 1月000円 1年 標識 1本につき 1月000円 1年 旗ざお 祭礼、縁日その他のも 1年 18円 がらのであるものであるものであるものを除く。) その他のもであるとのであるものを含むのであるものを含むのといいにつき 1月を表現することを表現することを表現するよのを含むのであるものを含むのであるものを含むのといいに対します。 18円 本につきの他のをであるものを含むのであるものを含むのであるものを含むのであるものを含むのであるものを含むのとないのであるものを含むのであるものを含むのであるものを含むのであるものを含むのであるとのを含むのであるものを含むのであるとのを含むのであるとのを含むのであるとのを含むのであるとのを含むのであるとのであるとのを含むのであるとののであるとのであるとのであるとのであるとののであるとののであるとののであるとのであると	
79号。以下 「政令」という。)第7条 第1号に掲げる物件月 その他のも表示面積1 平方メート ルにつき1 年1,800円 平方メート ルにつき1 年概述お祭礼、縁日そ 1本につき 1,000円 1年18円 1日 に際し、一時的に設けるもの その他のも 1本につき 180円 の その他のも 1本につき 180円 1月幕(政令第7 条第4号に の他の催し 平方メート 掲げる工事 用施設であるものを除 ものその面積1 平方メート ルにつき1 日 もの	
「政令」という。)第7条 第1号に掲げる物件 その他のも表示面積1 平方メート ルにつき1 年 1,800円 平方メート ルにつき1 月本につき 1,000円 1年 <td (<="" (京本)="" (本)="" rowspan="2" td=""></td>	
う。)第7条 第1号に掲げる物件の平方メート ルにつき 1 年標識1本につき 1,000円 1年旗ざお祭礼、縁日そ 1本につき 18円 の他の催し 1日 に際し、一時的に設けるもの その他のも 1本につき 180円 の 1月幕(政令第7 条第4号に の他の催し 平方メート掲げる工事 に際し、一時 ルにつき 1 用施設であるものを除 もの18円	
第1号に掲げる物件 ルにつき 1 年 標識 1本につき 1,000円 1年 旗ざお 祭礼、縁日そ 1本につき 18円 の他の催し 1日に際し、一時的に設けるもの その他のも 1本につき もの 7条 4 号にの他の催し 平方メート掲げる工事に際し、一時ルにつき 1 目前設であるものを除 もの 5ものを除 もの	
げる物件年標識1 本につき 1,000円 1年旗ぎお祭礼、縁日そ 1 本につき 18円 の他の催し 1日 に際し、一時 的に設ける もの1 本につき 18 0円 1月幕(政令第7 条第4号に の他の催し 平方メート 掲げる工事 に際し、一時 ルにつき 1 用施設であ 的に設ける 日 るものを除 もの18円	
標識 1本につき 1,000円 1年 旗ざお 祭礼、縁日そ 1本につき 18円 の他の催し 1日 に際し、一時的に設けるもの その他のも 1本につき 180円の 1月 第(政令第7 祭礼、縁日そ その面積1 18円条第4号にの他の催し平方メート掲げる工事に際し、一時ルにつき1用施設であらした設ける日 ものを除 もの	
旗ざお祭礼、縁日そ 祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの1 日花の地のも その他のも の 名 第4号に 人場げる工事 用施設であ るものを除1 本につき 1 もの 日 1 もの 1 もの 2 本の面積1 2 平方メート 1 ルにつき 1 日 1 ものを除 1 もの 2 本のを 3 ものを 3 ものを 3 ものを 3 ものを 3 ものを 3 もの 4 本につき 3 もの 4 本につき 3 もの 4 本につき 3 もの 4 本につき 3 もの 4 本につき 3 もの 4 も	
旗ざお祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの1 本につき もの1 8 0 円 1 月幕(政令第7 条第4号に 場げる工事 用施設であ るものを除その他の権し 平方メート ルにつき 1 ルにつき 1 日 もの1 8 円 平方メート ルにつき 1 日 もの	
の他の催しに際し、一時的に設けるもの1 本につきものその他のものののののののののののののののでは、1 本につきののののののののでは、本(政令第7を対し、場合のでは、2 をの面積 1の他の催しを対し、本のののできますのののできます。1 8円のできますのできます。おいるのでは、1 を対し、おいるのでは、1 を対し、またりのでは、1 を対し、	
に際し、一時的に設けるもの その他のも 1本につき 180円の 1月	
的に設けるものその他のも 1本につき 180円のおの 1月幕(政令第7 祭礼、縁日そ その面積 1 条第 4 号にの他の催し平方メート掲げる工事に際し、一時ルにつき 1 円施設でありに設ける日ものを除もの	
ものものその他のも 1本につき 0180円 0幕(政令第7 祭礼、縁日そ その面積 1 条第 4 号に の他の催し 平方メート 掲げる工事 に際し、一時 ルにつき 1 用施設であ 的に設ける 日 るものを除 もの	
その他のも の 和(政令第7 条(政令第7) 条第4号に 相げる工事 用施設であ るものを除1 本につき その面積1 平方メート ルにつき118円 平方メート ルにつき1	
の1月幕(政令第7 祭礼、縁日そ その面積 1 条第 4 号に の他の催し 平方メート 掲げる工事 に際し、一時 ルにつき 1 用施設であ 的に設ける 日 るものを除 もの18円	
幕(政令第7祭礼、縁日そその面積118円条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除でありに設ける もの中	
条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除の他の催し に際し、一時 ルにつき 1用施設であ るものを除 ものもの	
掲げる工事 に際し、一時 ルにつき 1 用施設であ 的に設ける 日 るものを除 もの	
用施設であ 的に設ける 日 るものを除 もの	
るものを除 もの	
のマカメート	
ルにつき 1	
月	
アーチ 車道を横断 1 基につき 1,800円	
するもの 1月	
その他のも 900円	
\mathcal{O}	

政令第7条第	2号に掲げる]	二作物	占用面積1	1,300円
政令第7条第	3号に掲げる旅	3号に掲げる施設		A120.03
			ルにつき 1	3を乗じて得
			年	た額
政令第7条第	54号に掲げる	工事用施設及	占用面積1	180円
び同条第5号	に掲げる工事用	目材料	平方メート	
政令第7条第	6号に掲げる	仮設建築物及	ルにつき 1	130円
び同条第7号	に掲げる施設		月	
政令第7条	トンネルの上	又は高架の道	占用面積1	A120. 01
第8号に掲	路の路面下((当該路面下の	平方メート	6を乗じて得
げる施設	地下を除く。)に設けるも	ルにつき 1	た額
	0		年	
	上空に設ける	もの		Aに0.02
				3を乗じて得
				た額
	地下(トンネ	階数が1の		A120.00
	ルの上の地	もの		5を乗じて得
	下を除く。)			た額
	に設けるも	階数が2の		A120.00
	の	もの		8を乗じて得
				た額
		階数が3以		Aに0.01
		上のもの		を乗じて得た
				額
	その他のもの			A120.03
				3を乗じて得
				た額
政令第7条	建築物			Aに0.01
第9号に掲				6を乗じて得

げる施設	
	その他のもの
政令第7条	建築物
第10号に	
掲げる施設	7 0 14 0 1 0
及い自動車 駐車場	その他のもの
政令第7条	トンネルの上又は高架の道
	路の路面下に設けるもの
掲げる応急	
仮設建築物	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第	12号に掲げる器具
政令第7条	トンネルの上又は自動車専
第13号に	用道路(高架のものに限
掲げる施設	る。)の路面下に設けるも
	Ø.
	上空に設けるもの

た額
Aに0.01
2を乗じて得
た額
A120.02
3を乗じて得
た額
A 1 2 0 . 0 1
2を乗じて得
た額
Aに0. 01
6を乗じて得
た額
Aに0.02
3を乗じて得
た額
Aに0.03
3を乗じて得
た額
Aに0.03
3を乗じて得
た額
A 1 2 0 . 0 1
6を乗じて得
た額
A150.02
3を乗じて得
た額

その他のもの	Aに0.03
	3を乗じて得
	た額

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大網白里市準用河川管理条例(以下「新準用河川管理条例」という。)及び第2条の規定による改正後の大網白里市道路占用料等条例(以下「新道路占用料等条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新準用河川管理条例及び新道路占用料等条例を施行するために必要な準備 行為は、施行目前においても行うことができる。